

京都市廃棄物減量等推進審議会「第1回ごみ搬入手数料等検討部会」

摘録

【日時】令和4年2月9日（水） 午前9時00分～午前11時00分

【開催方法】Zoomによるオンライン

【出席委員】有地委員，岩井委員，上田委員，郡嶋委員，崎田委員
新川委員，下村委員，宮崎委員，山川委員，山根委員

I 開会

・ 委員の挨拶

初会合に伴い，委員及び事務局が挨拶。

・ 山本環境政策局長挨拶

（山本環境政策局長）

令和4年1月26日（水）に開催した京都市廃棄物減量等推進審議会に「ごみ搬入手数料等の今後のあり方」を諮問し，早速，第1回目の部会の開催となる。委員の皆様には，御多忙の中，本部会に御参画いただき感謝申し上げます。

審議会におけるごみ搬入手数料に係る本格的な議論は，平成16～17年度にかけて実施して以来，実に17年ぶりである。当時は，ごみ搬入手数料の見直しの主な目的は「ごみ減量」であり，この間，手数料改定の他，審議会から御提言いただいた各施策を，市民・事業者や収集業者等の皆様の御理解・御協力のもと，推進してきた結果，市が受け入れるごみ量はピーク時の82万トンから半減以下を達成することができている。

一方，審議会で御議論いただき策定した「京・資源めぐるプラン」に掲げている，搬入手数料と民間リサイクル料金との料金差や排出事業者責任の考え方に基づく適切な負担などの課題に加え，京都市は，借金返済用に積み立てている公債償還基金の取り崩しが続く，このままでは財政再生団体に陥りかねない未曾有の厳しい財政状況にあり，事務事業の見直し，人件費の削減，補助金・手数料の見直しなどの行財政改革を断行しなければならないという，新たな課題が生じている。そのため，今回は，「ごみ減量」を目的としたこれまでの議論とは少し異なる切り口での議論が必要であると考えている。

長引くコロナ禍により大きな影響を大きく受けている事業者がいらっしゃる中ではあるが，持続可能な循環型社会，持続可能な行財政の実現に向け，搬入手数料等は今後どうあるべきか，中長期的な視点で，皆様に御審議いただき，忌憚のない御意見を賜れば幸いである。

・ 山川部会長挨拶

（山川部会長）

大変な重役を引き受けさせていただいた次第である。

財政危機に伴う費用負担のあり方だけでなく，持続可能な循環型社会に向けた費用負担のあり方についても前向きに検討できればと思う。

委員の皆様には，活発な御意見をよろしくお願い申し上げます。

Ⅱ 議事１：今後の審議内容及びスケジュール【資料１，２】

（事務局）

資料１－１（諮問内容とその背景について）、資料１－２（京都市の財政状況等について）、資料２－１（各論点に係るこれまでの経過）、資料２－２（今後の審議の内容（事務局案））、資料２－３（今後の想定スケジュール）に基づき説明。

（山根委員）

事業ごみの処理原価の推移の図について、処理原価の詳細な内訳を提示していただきたい。

排出事業者に適切に負担いただくための方策について、搬入手数料を排出事業者にしっかり負担いただけるなら問題ないが、収集業者が不利益を被るような手法であれば反対である。前回の手数料改定時は、京都市も様々な広報に取り組んだと思うが、我々が契約者に対して値上げの交渉をした際、正直、京都市の取組の効果があまり感じられず、交渉に苦勞した。また、価格を転嫁しきれず、我々が負担を被ることも多かった。そのため、過去の京都市の取組では足りないと思う。

民間リサイクルを促進するための方策について、リサイクルするためには、処分費だけでなく運搬費がかかるので、基本的に、排出事業者はリサイクルをすればするほど費用がかかるものである。そのうえで、排出事業者にどう御理解いただくかということも論点にしていきたい。また、食品リサイクル施設が市内にない中、食品廃棄物の民間リサイクルをどう進めるつもりか。結局、他府県の食品リサイクル施設に運ぶのであれば、運搬に伴ってCO₂を排出することになり、環境に良くないので、そういったことも真剣に考える必要があると思う。

京都市の財政状況について、財政難であることはよくわかるが、このような財政状況下で、事業ごみの手数料のみを議論して、家庭ごみの手数料を議論しないことに疑問を感じる。

業者収集マンションについて、我々も分別を頑張っている。市収集のマンションの分別状況の分析が示されていない中、業者収集マンションだけ、分別ができていないような記載がなされていることは納得できない。

（事務局）

今後の部会において、具体的なデータを示しながら議論できればと考えており、現時点でデータが不足していることは御容赦いただきたい。

事業ごみの処理原価について、詳細な内訳を次回の部会でお示ししたい。

排出事業者に適切に負担いただくための方策については、論点の一つであり、今後、データを示しながら、皆様から御意見をいただければと思う。また、前回の手数料改定時における京都市の普及啓発の効果がなかったという指摘についても、前回の取組を踏まえて、排出事業者に対してどうアプローチすべきかを皆様から御意見いただきたい。

リサイクルにかかる費用について、リサイクルできる紙ごみは有価で売却できるため、分別するほど得であるが、食品廃棄物等は必ずしもそうではない。そのため、そのような情報もしっかり発信していく必要がある。食品リサイクルについては、京・資源めぐるプランにおいて、誘致も含めて対策を検討していくこととしており、本部会でも御意見をいただければと考えている。

行財政改革における手数料の点検においては、受益者負担の考え方が馴染む手数料を対象としており、公費負担が原則である家庭ごみの手数料は対象となっていない。しかしながら、今後一切見直す必要がないというものでもないため、今後、必要に応じて点検していく。

業者収集マンションについて、今後、分別状況等のデータをお示しする。また、後ほど説明するアンケート調査では、業者収集マンションだけでなく、市収集のマンションも対象に含めて行う予定であり、実態を把握できればと考えている。

（郡嶋委員）

手数料改定に伴い、ごみ処理原価をどう捉えていくかが重要である。ごみ処理原価を排出者に負担していただく前に、行政もごみ処理を効率的に行い、ごみ処理原価を下げるための努力をしなければ、排出者に理解いただけないと思う。一方、ごみ減量をすれば、基本的には、施設の処理能力を下げない限り、単位重量当たりのごみ処理原価は上がるものである。変動費用（ランニングコスト）はごみを減量すれば減少するが、固定費用はごみを減量しても減少しない、すなわち、ごみ減量により、ごみ処理施設等の稼働率が下がるためである。そのため、次回の部会では、ごみ処理原価の詳細なデータを示していただくとともに、施設運営の今後のあり方に関する議論も必要だと考える。

また、業者収集ごみについて、手数料改定に伴って、排出者に価格転嫁をできなければ、収集業者が負担を被ることになり、また、排出者のごみ減量に対する経済的インセンティブも働かない。過去の価格転嫁の状況について、アンケート調査などでもしっかり把握していただきたい。

（崎田委員）

郡嶋委員が発言した行政によるごみ処理の効率化は非常に大切であり、賛成である。そのうえでの発言であるが、ごみ処理原価に対して、持込ごみの累進制の第1区分の金額が低すぎると思う。手数料をごみ処理原価に近づけ、事業者にしっかり負担いただき、「排出事業者責任」を認識していただくべきである。また、現在、第3区分の運用が減り、ごみ減量効果が薄れているとの説明であったが、累進制の今後のあり方については、今後の議論の中で検討していきたい。

業者収集ごみについては、手数料改定に伴い、収集業者が負担を被るのではなく、排出事業者に負担いただく必要がある。また、排出事業者がごみ減量に取り組めば、排出事業者の負担が減るような仕組みにすることも重要である。5年ほど前に、商店街の飲食店数社を取材した際、いずれのお店も、収集業者との契約料金は、ごみ量に左右されず、収集頻度で決まる定額制であった。大変だとは思いますが、ごみ量によって契約料金が変動する料金体系に変えていくなどの根本的な対策も考えていく必要があると思う。また、ごみ減量やリサイクルに取り組んだ事業者を、地域の皆様が評価し、関心を持ち、その事業者が生産したものを積極的に購入するといった流れを作ることも大切である。

（郡嶋委員）

「受益者負担」いただくべき対象をはっきりさせることも重要である。「排出事業者責任」を「受益者負担」としているが、業者収集ごみは、「排出事業者責任」と言いながら、実態は「搬入者責任」となっている。そのため、排出事業者が負担すべきということを明確にする必要がある。

また、ごみ処理は一般的に公共サービスであり、基本的には準公共財である。そのため、私的財的な部分と公共財的な部分の両方を持ち合わせており、おおざっぱに言うと、おそらく、公共財的な部分は固定費用、私的財的な部分は変動費用というイメージである。私的財的な部分は「排出事業者責任」として「受益者負担」でよいが、公共財的な部分をどれだけ負担いただくべきかを考える必要がある。公共財的な部分の負担を増やし過ぎると、ごみの不法投棄や家庭ごみへの

混入といった問題も懸念されるため、あまり望ましくない。公共財的な部分の負担をどのような理由でどれだけ求めるかを整理することが重要である。

（新川委員）

崎田委員の御意見について、現在、実績に応じた料金をいただくように変わってきている。

山根委員の発言の繰り返しになるが、排出事業者にしっかり負担いただけるなら、手数料改定に反対しないが、前回の手数料改定時、京都市による排出事業者への啓発の効果が感じられず、非常に苦労した。値上げの交渉をしても、断られたり、収集運搬業者を変更すると言われたり、価格転嫁できなかった契約先も多くある。前回と同様であれば、コロナ禍で影響を受けている排出事業者に対して、とても説明できない。

業者収集マンションについて、料金体系の区分を検討するかのような論点出しであるが、事業所とマンションのごみをどうやって区別するのかといったことも考えなければならない。

結論ありきでスケジュールをこなす議論ではなく、収集業者、排出事業者がしっかり納得できる、中身のある議論にするとともに、委員の皆様から良い知恵をいただければと思う。

（事務局）

ごみ処理原価をこれまでどう扱い、搬入手数料金額としてきたかを内訳とともに今後お示したうえで、議論できればと思う。

排出事業者に対する価格転嫁について、前回改定時の状況や負担の実態をアンケート調査で把握するとともに、それらを踏まえて今後検討していきたい。

部会における議論について、スケジュールありきでなく、業者収集マンションも含めた今後のあり方をしっかり議論できればと考えている。

（有地委員）

マンションについて、市収集と業者収集という2つの収集形態、分別ルールがあり、ダブルスタンダードとなっていることが問題だと感じる。業者収集で分別しなくてもごみを収集してくれるといったマンション住民の声も聞いたことがある。市は、循環型社会の実現に向け、分別・リサイクルに関する合意形成を図るべきだと思う。

（事務局）

分別ルールが異なるというのは誤解である。業者収集マンションは、市収集と収集頻度が異なる場合はあるが、同一の分別区分を求めている。

（宮崎委員）

ごみに係る料金の全国平均や京都府内のデータがあれば提示していただきたい。

木質ごみは自然素材なので、処理に困っていないと思っていたが、そうではないのか。

（事務局）

今後、他都市の料金などのデータを提示していきたい。

持込ごみのうち、木質ごみとして、剪定枝が大きな割合を占めており、市内に民間リサイクル

施設があるので、そちらへの誘導を図り、リサイクルを促進していきたいと考えている。

Ⅲ 議事２：アンケート調査案【資料３】

（事務局）

資料３－１（アンケート調査の概要（案））、資料３－２（アンケート調査項目（案）の一覧）、資料３－３（持込ごみ搬入者アンケート）、資料３－４（業者収集ごみ排出者アンケート）、資料３－５（マンション管理者アンケート）、資料３－６（許可業者アンケート）、資料３－７（リサイクル業者アンケート）に基づき説明。

（有地委員）

アンケート調査は大切である。京都市は学生が多く、入れ替えも多い。学生が住むマンションの分別状況や分別で困っていることなどをアンケート調査で把握できるとよい。

（事務局）

基本的には、手数料に関係する内容のアンケートであるが、このアンケート調査が他にも活用できるかもしれないので、そういった観点でも御意見いただければと思う。

（山根委員）

手数料改定について、京・資源めぐるプラン策定時のパブリックコメントでは反対意見が多数だったにもかかわらず、施策として盛り込まれた。そうであれば、意見を聞く意味がないと思う。何のためにアンケートをするのか、しっかり説明していただきたい。

（事務局）

アンケートでは、値上げに賛成か反対かといった内容ではなく、例えば、料金負担に対する考え方に関する設問を設けるなどし、今後の議論につなげていきたいと考えている。

（郡嶋委員）

ごみ処理の効率化のためにＩＴ化を進める必要があり、計量パッカー車の導入やごみの計量が重要になると考える。そのため、業者収集ごみの排出事業者向けのアンケート調査では、ごみの重量に応じた料金を支払っているのか、ごみ袋の数に応じた料金を支払っているのかを把握できるようにした方がよい。ごみ袋の数による場合、排出事業者はごみ袋にいっぱいのごみを詰めこもうとするため、計量の方が望ましく、そのあたりの実態を把握できればと思う。

また、収集業者向けのアンケート調査では、市内のリサイクル施設に搬入しているのか、市外の遠方のリサイクル施設に搬入しているかなど、リサイクルの搬入先についても把握することが重要である。

（事務局）

ごみの計量については、「ごみの排出量をどのように把握していますか」という設問や「ごみ収集業者との契約の料金体系はどのようになっていますか」という設問を設けている。

（新川委員）

収集業者の3割弱が計量パッカー車を導入しており、排出事業者に対してごみの量の見える化を図るとともに、量に応じた料金をいただいている収集業者もある。京都市の補助の下、計量パッカー車の導入を進め、量に応じた料金をいただくようになってきている。

排出事業者向けのアンケートについて、何のためのアンケートであるかがわからない。排出事業者に対して、手数料改定の理解を得るための普及啓発としてのアンケートと捉え、料金改定についてどう思うかなど、直接的に尋ねるべきではないか。

（事務局）

手数料の値上げを前提としたアンケートではないと考えている。そのため、アンケート調査によって、まずはごみ排出や負担の実態などを明らかにするとともに、その結果を周知啓発に使っていければと考えている。御理解いただきたい。アンケート調査は全事業者が対象ではなく、抽出調査となるため、その点からも御理解いただきたい。

（山川部会長）

過去の手数料改定に伴い、契約料金を見直したかどうかを尋ねる設問は設けているか。

（事務局）

「契約の見直し」に関連して、設問を設けている。

（崎田委員）

排出事業者向けのアンケートについて、食品リサイクル法上、報告義務の対象とならない事業者もしっかり対象としていただきたい。また、リサイクルしている事業者から、なぜリサイクルに取り組んでいるかなど、今後に活かせる情報を聞き出せるようにしていただきたい。

（事務局）

事業者がリサイクルに取り組むモチベーションについて、食品リサイクル法の対象とならない事業者も含めて把握できるよう工夫したい。

（山根委員）

先に述べたとおり、アンケートで出された意見が結果の集約に反映されなければアンケートをする意味がなく、アンケート自体に反対である。反対意見があってもアンケートをするというのなら、意味のある中身にしてその結果をきちんと分析・報告して欲しい。

Ⅳ 閉会

（事務局）

いただいた御意見については、今後の検討につなげていきたい。

以上をもって、本日の部会を閉会する。次回の開催は、3月下旬頃を予定しており、後日、日程調整させていただく。

（閉会）